

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公表番号】特表2014-510590(P2014-510590A)

【公表日】平成26年5月1日(2014.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2014-022

【出願番号】特願2014-501668(P2014-501668)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月1日(2015.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋ヒアルロン酸またはその誘導体である少なくとも1つのフィラー製品と、粒子の形態における少なくとも1つの生体吸収性および生分解性シリカベースの材料とを含む組合せ製品。

【請求項2】

前記生体吸収性および生分解性シリカベースの材料の前記粒子のサイズが、50から250ミクロンの間の範囲である請求項1に記載の組合せ製品。

【請求項3】

前記架橋ヒアルロン酸フィラー製品が、粒子の形態である請求項1または2に記載の組合せ製品。

【請求項4】

前記組合せ製品が、麻酔薬をさらに含む請求項1から3のいずれか1項に記載の組合せ製品。

【請求項5】

前記麻酔薬がリドカインである請求項4に記載の組合せ製品。

【請求項6】

生理学的に許容される媒体において、請求項1から5の何れか1項に記載の組合せ製品を含む組成物。

【請求項7】

前記組成物は、40から130mg/gの前記シリカベースの材料を粒子の形態で含む請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

前記組成物は、2から50mg/mlの架橋ヒアルロン酸を含む請求項6または7に記載の組成物。

【請求項9】

前記組成物は、1から5mg/mlのリドカインを含む請求項6から8の何れか1項に記載の組成物。

【請求項10】

組織増大製品としての、請求項1から9の何れかに記載の組合せ製品または組成物の使

用。

【請求項 1 1】

皮膚の加齢および瘢痕を治療するための、請求項 1 から 9 の何れか 1 項に記載の組合せ製品または組成物の使用。

【請求項 1 2】

前記皮膚の加齢の治療が、しわ、小じわ、線維芽細胞欠乏および皮膚の脱水の治療を含む請求項 1 1 に記載の使用。

【請求項 1 3】

便または尿失禁の治療における使用のための、請求項 1 から 9 の何れか 1 項に記載の組合せ製品または組成物。

【請求項 1 4】

組織増大製品としての使用のための、請求項 1 から 9 の何れか 1 項に記載の組合せ製品または組成物。

【請求項 1 5】

皮膚の加齢または瘢痕の治療における使用のための、請求項 1 から 9 の何れか 1 項に記載の組合せ製品または組成物。

【請求項 1 6】

前記皮膚の加齢の治療が、しわ、小じわ、線維芽細胞欠乏および皮膚の脱水の治療を含む請求項 1 5 に記載の組合せ製品または組成物。

【請求項 1 7】

前記組成物は非経口的に投与される、請求項 1 3 から 1 6 の何れか 1 項に記載の、使用のための組合せ製品または組成物。

【請求項 1 8】

医薬としての使用のための、請求項 1 から 9 の何れか 1 項に記載の組合せ製品または組成物。